運転管理業務委託

特記仕様書

1　業務の概要

1）業務委託名　　令和８年度（債務負担）汚泥処理クリーンセンター施設運転管理業務
2）委託期間　　自　令和９年４月１日　　至　令和12年３月３１日まで
3）実施場所　　静岡県下田市敷根13番８号
4）施設名称　　汚泥処理クリーンセンター

2　し尿処理施設の概要

1）処理能力

し尿	0.7　kL/日
浄化槽汚泥	39.1　kL/日
有機性廃棄物	3.2　kL/日
合　計	43.0　kL/日
主処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理方式
汚泥処理	脱水設備→ 乾燥設備→ 炭化設備→ 袋詰
脱臭処理	低濃度臭気→ 活性炭吸着処理
	中濃度臭気→ 酸洗浄・次亜塩素酸洗浄→ 活性炭吸着処理
	高濃度臭気→ 酸洗浄・生物脱臭→ 活性炭吸着処理
放流先	下水道管渠

2）し尿等の搬入時間

平　　日	午前８時30分から午前11時30分
	午後１時00分から午後　４時00分
土曜日（第4）	午前８時30分から午前11時30分
日曜日、祝日等	原則、搬入はないものとする。

3）主要設備の運転時間

各設備の能力指標上の運転時間は以下の通りとする。

受入貯留・前処理設備	５日／週	６時間／日
主処理設備	７日／週	２４時間／日
放流設備	７日／週	２４時間／日
汚泥処理設備	４日／週	６時間／日
脱臭設備	７日／週	２４時間／日
資源化設備	３日／週	８時間／日

4）搬入し尿等の性状

し尿、浄化槽汚泥の性状（設計値）を以下に示す。

項　　目	設　　計　　値		
	し　尿	浄化槽汚泥	漁集排汚泥
ＢＯＤ　　(mg/l)	9,500	5,600	5,600
ＣＯＤ　　(mg/l)	5,600	4,700	4,700
Ｓ　Ｓ　　(mg/l)	11,000	12,000	12,000
全窒素　　(mg/l)	3,100	960	980
全リン　　(mg/l)	460	170	170

5）放流水質

放流水質の基準値及び計画値は以下のとおりとする。

項　　目	計画値
ＰＨ（－）	5.8～8.6
ＢＯＤ（mg/l）	10 以下
ＣＯＤ（mg/l）	35 以下
Ｓ　Ｓ　(mg/l)	5 以下
Ｔ－Ｎ（mg/l）	20 以下
Ｔ－Ｐ（mg/l）	1 以下

6）騒音基準値

敷地境界線における関係法令に規定する規制基準値は以下の通りとする。

朝・夕：60ｄＢ以下

昼　間：65ｄＢ以下

夜　間：65ｄＢ以下

7）振動基準値

敷地境界線における関係法令に規定する規制基準値は以下の通りとする。

朝・夕：（6時～8時、18時～22時）：60ｄＢ以下

昼　間：（8時～18時）　　：65ｄＢ以下

夜　間：（22時～6時）　　：50ｄＢ以下

8）悪臭基準値

1　敷地境界線の地表における規制基準は静岡県生活環境の保全に関する条例に規定する規制基準値以下とし、目標値は以下の通りとする。

アンモニア	1ppm 以下
メチルメルカプタン	0.002ppm 以下
硫化水素	0.02ppm 以下
硫化メチル	0.01ppm 以下
二硫化メチル	0.009ppm 以下
トリメチルアミン	0.005ppm 以下
アセトアルデヒド	0.05ppm 以下

プロピオンアルデヒド	0.05ppm 以下
ノルマルブチルアルデヒド	0.009ppm 以下
イソブチルアルデヒド	0.02ppm 以下
ノルマルバレルアルデヒド	0.009ppm 以下
イソバレルアルデヒド	0.003ppm 以下
イソブタノール	0.9ppm 以下
酢酸エチル	3ppm 以下
メチルイソブチルケトン	1ppm 以下
トルエン	10ppm 以下
キシレン	1ppm 以下
スチレン	0.4ppm 以下
プロピオン酸	0.03ppm 以下
ノルマル酪酸	0.001ppm 以下
ノルマル吉草酸	0.009ppm 以下
イソ吉草酸	0.001ppm 以下

２　脱臭装置排出口における臭気濃度は以下の通りとする。
臭気濃度（希釈倍率）：300 以下

９）汚泥等の性状

１　脱水汚泥の水分　　含水率 84%以下

２　脱水し渣の水分　　含水率 60%以下

10）炭化品の性状等

１　炭化温度　　450℃～650℃

２　製品の許容値（肥料取締法第４条）

水銀	2 mg/kg以下
砒素	50 mg/kg以下
カドミウム	5 mg/以下
ニッケル	300 mg/以下
クロム	500 mg/以下
鉛	100 mg/以下

11）資源化設備の排ガス基準

資源化設備の排ガス基準値は以下の通りとする。（煙突出口）

項　　目	基　　準　　値
いおう酸化物	K値：17.5 以下
ば い じ ん	0.15g/m3N以下（O_2濃度12%）
塩 化 水 素	700mg/m3N以下（O_2濃度12%）
窒素酸化物	200ppm（O_2濃度16%）
ダイオキシン	5ng-TEQ/m3N以下（０２濃度12%）

12　業務範囲

（１）次に掲げる設備機器等の運転管理、操作、保守、点検記録、保全整備、測定記録等を行うこと。

１　受入貯留槽設備

受入貯留槽設備は、取扱説明書等の運転システムの機能を十分理解し、受入槽、貯留槽、予備貯留等、攪拌ブロワー、スカム破砕装置等の運転管理を行うこと。

２　前処理設備

前処理設備は、取扱説明書等の運転システムの機能を十分理解し、破砕装置、夾雑物除去装置、夾雑物脱水装置、コンベア等の運転管理を行うこと。

３　水処理設備

水処理施設は、取扱説明書等の運転システムの機能を十分理解し、混和槽、凝集反応槽、分離槽、第一反応槽、曝気槽、曝気中継槽、第二反応槽、膜分離槽、返送汚泥槽、放流水槽等、投入ポンプ、分離液投入ポンプ、返送汚泥ポンプ、循環液移送ポンプ、吸引ポンプ、汚泥引抜ポンプ、曝気ブロワー、膜分離ブロワー、測定ポンプ、薬注ポンプ等の運転管理を行うこと。

４　汚泥脱水処理設備

汚泥処理設備は、取扱説明書等の運転システムの機能を十分理解し、汚泥脱水機、汚泥供給ポンプ、攪拌ブロワー、薬注ポンプ、コンベア、凝集剤溶解槽等の運転管理を行うこと。また､脱水汚泥の含水率は 84%以下､脱水ろ液は回収率 70%以上となるように管理すること。

５　脱臭設備

脱臭設備は、取扱説明書等の運転システムの機能を十分理解し、低濃度ファン、中濃度ファン、高濃度ファン、生物脱臭塔、薬液洗浄塔、活性炭吸着塔、薬液循環ポンプ及び付帯設備等の運転管理、臭気測定を行うこと。

６　資源化設備

資源化設備は、取扱説明書等の運転システムの機能及び肥料取締法等を十分理解し、乾燥設備、炭化設備、袋詰装置等、エアコンプレッサー等の効率的、経済的な運転管理を行うこと。

７　電気計装設備類

電気計設備類は、取扱説明書等の運転システムの機能を十分理解し運転管理を行うこと。

８　給水設備

給水設備は、取扱説明書等の運転システムの機能を十分理解し運転管理を行うこと。

９　放流水質等の測定

水質の簡易測定及び汚泥濃度等の測定は、運転管理に必要項目を行うこと。

10　沈砂清掃

1　沈砂槽の清掃作業にあたっては、取扱説明書等のシステムの機能を十分理解し、労働安衛生法等を遵守し行うこと。

2　作業は、安全保護具等の着用し酸素欠乏症、転落事故等に十分留意し行うこと。

11　計量システム等の管理

計量システムは、取扱説明書等の運転システムの機能を十分理解し、搬入データの集計、バキューム車両の監視、記録紙、インク等は業務に支障が生じない様に遅滞なく補充すること。

12　中央監視システムの管理

中央監視システムは、取扱説明書等の運転システムの機能を十分理解し、日報、月報等の管理、投入量、吸引量、インバーター値の変更等の適正な運転管理を行うこと。

13　付帯設備

付帯設備は、取扱説明書等に従ってPH計、DO計、ＵＶ計、流量計等の校正、清掃等の適正な運転管理を行うこと。

14　保守・点検業務

1　受託者は、設備及び機器類に故障が生じないように、保守点検を行い機能が十分に発揮できるよう管理にすること。

2　日常点検おいて異常を発見した場合は、備付工具、補修材料等を用いて適正な措置を行うこと。

3　各設備機器類の取扱説明書並びに運転状況によりオイル等の交換及びグリス等の給油を行うこと。

15　施設の管理

1　施設の機械警備に伴う施錠操作及び解除操作を行うこと。

2　受電設備の年次点検等における設備機器類の停止及び復帰に対応をすること。

16　施設の美観、清掃等

1　各設備等、中央監視室、試験室、中央監視室、廊下、トイレ等（共有箇所を含む）

2　場内の緑地帯は適時、草刈り、除草、剪定等により常に美観を保つこと。

17　薬品等の管理

1　薬品、Ａ重油の納入時に立会うこと。

2　薬品等の注入量は、機能が十分発揮できると共に、経済的な使用量に留意すること。

18　保全の管理

受託者は、委託者が実施する修繕等の内容を十分把握し、設備機器等の運転の切替え、試運転操作に立会い運転状況を確認すること。

19　その他、施設運営等に必要な業務とする。

（２）業務時間及び管理体制

１　業務時間

平　　日　　午前８時３０分から午後５時００分までとする。

土曜日（毎月第４）　午前８時３０分から正午までとする。

２　夜間休日等の管理体制

1）夜間とは、毎週月曜日から日曜日までの業務対象時間外のことをいう。

2）夜間休日等の常駐管理は必要としないが、但し軽微な故障については翌日対応とし、重故障が発生した場合は迅速に対応すること。

（３）施設関連業務

1. Ａ重油地下タンクの漏洩自主点検を定期的に実施し、保安監督者を務めること。
2. 炭化品肥料の袋詰め積み置きの管理、生産管理帳簿の管理等を行うこと。
3. 機器類等の不具合等の対応に関する報告書。（対応策等、写真等）
4. 施設の設備異常等（重故障等）の対応に関する報告書。（写真等）

（４）業務報告書

受託者は、以下に示す報告書等を作成し委託者に提出すること。

1）搬入月報
2）運転管理月報
3）薬品管理月報
4）肥料生産管理帳簿
5）業務実施計画書（運転管理業務、保守点検業務、その他）
6）業務実施計画書に関する報告書

（５）業務および経費等の区分

業務及び経費等の区分については、別紙１の通りとする。

以上